(趣旨)

第1条 この要綱は、国が行う観光地の経済活性化施策及びワクチン接種が進む中での観光客の増加に備え、市内観光関連事業者における新型コロナウイルス感染症に対する受入体制整備の推進を目的とするアフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金(以下「給付金」という。)の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 観光関連事業者 観光施設、体験型観光施設又は土産物小売店を営む事業者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者を含むものとする。以下同じ。)をいう。
 - (2) 観光施設 観光客等を対象に、施設への入場、施設設備の利用等により入場料等を徴収する 施設であって、体験型観光施設でないものをいう。
 - (3) 体験型観光施設 伝統工芸の製作体験、農水産物の収穫体験、スポーツ・アウトドア体験等、体験型観光を提供する施設等をいう。
 - (4) 土産物小売店 観光客等を対象に、商品を販売する小売店をいう。 (給付対象者)
- **第3条** 給付金を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、観光関連事業者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、給付金の趣旨に照らし、市長が妥当と認める場合は、この限りでない。
 - (1) 鳴門市内に本店又は事業所を有する法人又は個人であること。
 - (2) 給付申請日において営業し(新型コロナウイルス感染症の影響により休業している場合を含む。)、かつ、給付金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付対象としない。
 - (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例(令和2年鳴門市条例第1号)第2条に規定する暴力団員に該当する者
 - (2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者
 - (3) 給付金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者 (給付額)
- 第4条 給付金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

施設等の区分	給付金の額
観光施設	10万円
体験型観光施設	5万円
土産物小売店	5万円

(給付金の活用)

第5条 給付金は、新型コロナウイルス感染症に対する受入体制整備の推進のため、次の各号のいずれかに活用することに努めるものとする。

- (1) 消毒液の購入
- (2) マスクの購入
- (3) 器具・備品の購入
- (4) その他、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に寄与するもの (申請期限)
- 第6条 給付金の申請期限は、令和4年1月31日までとする。

(給付申請及び請求)

第7条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、前条に定める申請期限までに、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。この場合において、給付対象者が第3条第1項各号の要件に該当する事業所を複数有するときは、事業所ごとに申請するものとする。

(給付の決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による給付金の給付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、 適当であると認めるときは、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付決定通知書 (様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された日から30日以内に口座振込の方法により給付金を給付するものとする。

(給付しない旨の決定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書兼請求書を審査した結果、給付金の給付が 不適当であると認めるときは、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金不給付決定通 知書(様式第3号)により、給付金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び給付金の返還)

- 第10条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取消 し、既に給付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
 - (2) その他市長が給付金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

- 第11条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、給付申請を行った給付対象者に対し、給付金 の申請内容に係る書類の調査、現地確認等を行うことができる。
- 2 給付申請を行った給付対象者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付申請書兼請求書

(宛	i 先)									年	Ē.	月		日
(96		長												
						<u>住</u>		所						
				申請	者	法 /	人の名	称						
						代表	長者職员	氏名						(EII)
			連絡先面担当者名											
新型コロナウイルス感染防止対策を行うため、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付要綱第7条の規定により次のとおり申請及び請求します。アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付要綱の記載内容を遵守します。														
1	事業所の情報												\neg	
	事業所名	(屋号)												
	事業所	听在地												
	施設等の	の区分		観光施詞	л Х		体験型	観光施	設[口 土.	産物小	売店		
	金智	領		10万円 5万円										
※ 施設等の区分については、該当箇所に☑を記載してください。※ 複数の施設を経営している場合は、1事業所毎に申請してください。														
2	請求金額													
 3 購入予定のもの ※該当する項目に☑ ※複数回答可 □ 消毒液 □ マスク □ 器具・備品 [
	□ その他、	新型コロナ	ウイ	ルス感染	拡大防』 〕	:対策	に寄与	するも	の					
4	振込口座													
4	金融機関名			1 銀行 2 金庫 3 信組 4 信連	5 農協 6 漁連 7 信漁連		支店名							
	預金種別	1 普通	2	当座		座番	号 記入)							
	口座名義(カタカナ記入)				•			•					•	•

※振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座を記載してください。

 鳴観第
 号

 年
 月

 日

様

鳴門市長

アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアフターコロナを見据えた安心観光推 進事業給付金給付申請書兼請求書について、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業 給付金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 名 称:アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金
- 2 給 付 決 定 額: 金 円

鳴観第号年月

様

鳴門市長

アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったアフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付申請書兼請求書について、アフターコロナを見据えた安心観光推進事業給付金給付要綱第9条の規定により、下記のとおり給付金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上